

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）第22条の規定に基づき公告する。

平成28年4月8日

別府市長 長野 恭 紘

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事
- (2) 建 設 場 所 別府市大字北石垣字祝保1200番
- (3) 工 期 本契約成立後発注者の指定する日から平成31年3月15日まで
- (4) 事 業 範 囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

ア 実施設計及び施工

(ア) 施設規模

- a 計画処理量 75kL/日(し尿 3kL/日、浄化槽汚泥 72kL/日)
400kg/日(生ごみ)
- b 処理方式 水処理系統：浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式
資源化系統：汚泥助燃剤化方式

(イ) 工事の範囲

- a 機械設備工事
- b 配管設備工事
- c 電気設備工事
- d 計装設備工事
- e 土木・建築工事
- f 附帯工事
- g 解体・撤去工事
- h その他

イ その他関連業務

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び本工事等に係る各種許認可申請支援等、事業者が行うべき対応、その他関連業務

なお、当市が行う業務は次のとおりである。

- (ア) 一般廃棄物処理施設の届出
- (イ) 交付金申請手続き
- (ウ) 本工事等に係る各種許認可の申請等手続き
- (エ) その他これらを実施するうえで必要な業務

- (5) 予 定 価 格 3,391,473,240円（消費税及び地方消費税を含む。）
 3,140,253,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 設定しない。
- (7) 当該工事に係る入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものとする。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和55年別府市告示第176号）により、清掃施設工事について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 本工事に係る発注支援業務に関与した者と資本面及び人事面において関連のないものであること。（「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

なお、本工事に係る当市の発注支援業務に関与した者は次のとおりである。

株式会社日産技術コンサルタント 大阪府大阪府中央区大手町1-2-15

- (8) 日本国内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本店があること。
- (9) 清掃施設工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (11) 地方公共団体等が発注した循環型社会形成推進交付金又は廃棄物処理施設整備費国庫補助金による汚泥再生処理センター建設工事（新設工事に限る。）の元請けとして、施工実績を有するものであること。
- (12) 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ア 当該入札の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者
- イ 建設業法第26条に規定される清掃施設工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (13) 上記(12)の技術者を補助する者として、次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 当該入札の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者
- イ 建設業法第26条に規定される機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

3 入札に関する手続等

(1) 事務局、問合せ先

別府市生活環境部環境課 し尿処理場春木苑

住所：大分県別府市大字北石垣字祝保1200番

（大分県別府市中須賀東町9組）

TEL：0977-66-1831

FAX：0977-66-6544

E-mail：odeisaisei_team10@city.beppu.oita.jp

(2) 入札説明書等の配布

入札説明書等の配布を次のとおり行う。

また、当市のホームページからもダウンロードすることができる。

URL <http://www.city.beppu.oita.jp/03gyosei/kankyuu/odeisaisei/index.html>

なお、平成28年4月中旬頃から当市のホームページがリニューアルされるこ

とに伴い、上記URLでは参照できなくなるので、リニューアル後、該当ページが不明な場合は事務局へ連絡すること。

ア 配布日

平成28年4月8日（金）から平成28年4月21日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで
※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

事務局とする。

ウ 配布資料

入札説明書等（入札公告、入札説明書、様式集）、要求水準書等（落札者決定基準、要求水準書）、参考資料（3の(4)の現地見学会において配付する。）

(3) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会は実施しない。

(4) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。また、現地見学会において、入札説明書等及び要求水準書等の配布は行わないので、入札参加者各自で用意すること。

ア 日時

平成28年4月18日（月） 午後1時30分から

イ 場所

事務局とする。

ウ 現地見学会等の参加受付

現地見学会等の参加を、次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

平成28年4月11日（月）から平成28年4月13日（水）までの
午前9時から午後5時まで

(イ) 提出方法

事務局宛に電子メールにて提出すること。詳細は入札説明書による。

(ウ) 参考資料

参考資料は、現地見学会当日に限り、現地において電子媒体による配付を行う。

a 参考資料

測量図面、地質調査報告書、既設図面

b 配付形態

電子データ（CD-R）

(5) 入札説明書等及び要求水準書等に関する質問の受付

入札説明書等及び要求水準書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 第1回（入札説明書等に関する事項）

平成28年4月11日（月）から平成28年4月13日（水）までの
午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回（要求水準書等に関する事項）

平成28年5月2日（月）から平成28年5月6日（金）までの休日を除く
午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

事務局宛に電子メールにて提出すること。詳細は入札説明書による。

(6) 入札説明書等及び要求水準書等に対する質問への回答

提出された質問（類似の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、次のとおり当市のホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

ア 公表日時

(ア) 第1回（入札説明書等に関する事項）

平成28年4月18日（月）から

(イ) 第2回（要求水準書等に関する事項）

平成28年5月19日（木）から

(7) 入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加資格提出届等（以下「入札参加申請書等」という。）の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

平成28年4月21日（木） 午前9時から午後5時までに必着とする。

イ 提出方法

事務局宛に持参又は郵送（信書便可）にて提出すること。詳細は入札説明書による。

(8) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、平成28年4月28日（木）までに入札参加者に対し、書面にて通知する。詳細は入札説明書による。

(9) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(8)の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して説明を求めることができる。

イ 当市は、アの書面を受理した日の翌日から起算して8日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

(10) 入札書類の提出

入札書等及び技術提案内容を記載した書類（以下「入札書類」という。）の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

平成28年6月3日（金） 午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

事務局へ持参にて提出すること。詳細は入札説明書による。

ウ 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において当市が入札書類の補正を求める場合を除き認めない。

オ 入札の辞退

入札参加資格者は、入札書類の提出期間までに入札を辞退することができる。
なお、詳細は入札説明書による。

カ 入札の延期等

当市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

キ 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、提案書審査、ヒアリング、入札を行い、落札者を決定する。

ク 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (イ) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (ウ) 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (エ) 入札金額を訂正した入札
- (オ) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (カ) 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかった者のした入札
- (キ) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札
- (ク) 積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- (ケ) 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由な

くこれを拒否した者のした入札

(ロ) 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次の a から d のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とする。

- a 当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率）」という。）が入札結果と一致している場合
- b すべての入札参加者が入札結果と一致している場合
- c 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合
- d その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

4 落札者の決定

当市は、落札者決定基準に基づき、総合評価審査委員会の審査評価を経て、総合評価落札方式により落札者を決定する。

(1) 形式審査

技術提案書等が、要求水準書に規定された水準を満たしているか等の審査を行う。書面により不備を指摘してもなお、形式審査項目を満たさない入札参加者は失格とする。

(2) 技術審査

形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、技術提案書等について審査し、技術評価点を決定する。

総合評価審査委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、最終審査対象者に対しヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングは平成28年8月上旬頃を予定しており、詳細は、別途提示する。

(3) 価格審査

技術審査の終了後に価格審査を行う。

価格審査に先立ち、入札書の開札を最終審査対象者の立会いで行うものとし、最終審査対象者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当市職員を立ち会わせるものとする。なお、最終審査対象者の代理人が開札に立会う場合は、委任状（開札立会い）を、当日持参すること。

開札日時については、各最終審査対象者に書面により通知する。

入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。

(4) 総合評価値の算定

技術評価点と価格評価点から総合評価値を算出した後、総合評価値の最も高い最終

審査対象者を最優秀提案者とする。なお、総合評価値が最も高い最終審査対象者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

(5) 落札者の決定及び公表

当市は、最優秀提案者を落札者として決定し、速やかにホームページに公表するとともに、その結果を落札者に通知する。また、総合評価の結果に関する次の事項を併せて公表するものとする。

- ア 入札参加者名
- イ 各入札参加者の入札金額
- ウ 各入札参加者の技術評価点
- エ 各入札参加者の価格評価点
- オ 各入札参加者の総合評価値

(6) 入札結果等の説明

ア 入札参加者は、入札結果等について、落札者を決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して、説明を求めることができる。

イ 当市は、アの書面を受理した日の翌日から起算して8日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

5 本契約締結までの取扱い

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第2条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となるものである。なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損失が生じても、当市は、一切の責めを負わない。

6 契約に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

ア 契約者は、別府市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

- (ア) 契約保証金の納付
- (イ) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
- (ウ) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

イ 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に当市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 支払条件

平成28年度

前金払 無

中間前払金 無

部分払 有（1回）

平成29年度

前金払 有（1回） 出来高予定額の40%以内

中間前払金 有（1回） 出来高予定額の20%以内

部分払 有（2回）

平成30年度

前金払 有（1回） 出来高予定額の40%以内

中間前払金 有（1回） 出来高予定額の20%以内

部分払 有（2回）

7 その他

(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

(2) 落札者が提出した技術提案書等の提案内容（以下「提案内容」という。）は、発注者からの指示がない限り全て契約内容とし、提出した提案内容による履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、落札者が、契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。

ア 提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

イ 要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じることができる。

ウ 提案内容が履行できなかった場合は（再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）は、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。

エ 維持管理費用などの将来にわたる提案についても、誠意をもって当市との協議

に応じること。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 当市は、開札後、落札決定をするまでの間に最優秀提案者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該最優秀提案者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、当市は当該最優秀提案者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）

イ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき

(5) 当市は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、当市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(6) 当市は、契約締結後において、落札者が(4)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

(7) 落札者（最優秀提案者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に(4)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当市に速やかに申し出ること。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事の施工に当たっては、次のとおり工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

ア 填補限度額

対人賠償	・ 被害者1名当たりの填補限度額	1億円以上
	・ 1事故全体の填補限度額	2億円以上
対物賠償	1事故全体の填補限度額	3千万円以上
免責金額（自己負担額）		10万円以内

イ 被保険者名 別府市長、受注者、全下請負人とすること。

ウ 被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。

エ 填補する期間は契約工期及び終了日から14日を含むものとする。